

# 独立行政法人 高齡・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部 求職者支援訓練 令和8年11月開講コース認定申請のご案内

## 変更点について

### [令和8年10月以降に開講する訓練科の申請に関するお知らせ](#)

#### 1 令和8年3月31日までの時限措置の扱いについて

次のイの特例措置については**令和7年度末をもって終了となります。**

##### イ オンライン訓練（同時双方向型）の通所要件の緩和

オンライン訓練の通所による訓練時間を総訓練時間の20%以上から一切設定しないことも可能となる。

#### 2 令和9年3月31日までの時限措置の扱いについて

##### イ 介護分野等に係る職場見学等奨励金の上乗せ措置

受講者1名につき2か所以上の職場見学、職場体験、企業実習のいずれかを実施する等の一定要件を満たす場合、奨励金が1人につき1万円上乗せとなる。

#### 3 令和8年度の訓練期間及び訓練時間について

申請可能な訓練期間及び訓練時間は以下の通りです。

##### ・訓練期間

（基礎コース）2か月以上4か月以下、（実践コース）2か月以上6か月以下

##### ・訓練時間

（基礎コース）1か月につき100時間以上であり、かつ、1日につき原則として5時間以上6時間

以下であること。（短時間訓練は、1か月につき80時間以上100時間未満であり、かつ、1日につき原則として3時間以上6時間以下であること。）

（実践コース）1か月につき80時間以上であり、かつ、1日につき原則として3時間以上6時間以下であること。（短時間訓練は、1か月につき80時間以上100時間未満であり、かつ、1日につき原則として3時間以上6時間以下であること。）

※基礎コースの短時間訓練については、① 複数の事業所で雇用される者・いわゆる非正規雇用労働者など在职中の者や、育児や介護中の者など受講にあたって訓練時間に特に配慮を要する者、② ①に準ずるその他の配慮を要する特定求職者

#### 4 令和8年10月1日以降に開講する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ（抜粋）

イ 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の受講要件の適用猶予  
令和8年6月末までに申請を行う場合、適用が猶予される。

##### ロ 選定における加点要素（質の向上に取り組んでいる等の運営体制）について

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度の再開に伴い、

・「公的職業訓練に訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得」について、認定段階に応じて加点される。

・「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質向上のための取り組み」（自己診断表による検証等）について、加点の対象外となる。

##### ハ デジタルリテラシーの設定について

「DXリテラシー標準の項目の一覧」の項目のうち、2項目以上（項目1から13で1項目以上及び項目14から16で1項目以上）の設定が必須となります。

※詳細については当機構本部ホームページをご確認ください。

## 1 申請スケジュール

(1) 申請受付期間：7月7日から7月21日

※郵送、来所、電子メールにより提出してください。(電子メールにて提出される場合は事前に電話連絡をお願いします。)

※申請書を提出する際は提出される前日までに、申請日や時間帯を電話で予約してください。

(2) 認定結果通知予定日：8月19日※日時が前後する場合がございます

(3) 募集期間から訓練開始日まで(開講日ごと)

開講日	11月6日	11月20日
受講者募集期間	9月8日～ 10月16日	9月18日～ 10月30日
訓練機関実施有無連絡 (12時まで)	10月20日	11月4日
選考日	10月22日	11月6日
選考結果通知 (HW・支部)	10月26日	11月10日
選考結果通知(受講者)	10月28日	11月12日

(4) 栃木労働局主催職業訓練説明会参加申込期限：9月10日17時必着

開講日を複数設定しているため**11月20日**の開講コースのみ職業訓練説明会に申込可能とさせていただきます。

(5) 職業訓練説明会開催日

県央	県南 1(足利)	県南 2(小山)	県北
<b>10月16日</b> ポリテク センター栃木	<b>10月19日</b> ハローワーク 足利	<b>10月21日</b> ハローワーク 小山	<b>10月20日</b> ハローワーク 大田原

## 2 訓練受講給付金支給単位及びハローワーク来所日

ハローワーク来所日は日別計画表(認定様式第6号)に記載しますが、訓練期間終了翌月分の記載は不要です。

訓練開始日 令和8年11月6日		安定所来所日(11月6日開講分)					
コース	分野	11/6~12/5	12/6~1/5	1/6~2/5	2/6~3/5	3/6~4/5	4/6~5/5
		安定所来所日	安定所来所日	安定所来所日	安定所来所日	安定所来所日	安定所来所日
基礎コース	— (火)	12月8日	1月12日	2月9日	3月9日	4月6日	5月11日
実践コース	営業・事務・販売(水)	12月9日	1月6日	2月10日	3月10日	4月7日	5月12日
	デジタル系(水)	12月9日	1月6日	2月10日	3月10日	4月7日	5月12日
	医療事務系(水)	12月9日	1月6日	2月10日	3月10日	4月7日	5月12日
	介護系(木)	12月10日	1月7日	2月10日(水)	3月11日	4月8日	5月12日(水)
	その他(木)	12月10日	1月7日	2月10日(水)	3月11日	4月8日	5月12日(水)

訓練開始日 令和8年11月20日		安定所来所日(11月20日開講分)					
コース	分野	11/20~12/19	12/20~1/19	1/20~2/19	2/20~3/19	3/20~4/19	4/20~5/19
		安定所来所日	安定所来所日	安定所来所日	安定所来所日	安定所来所日	安定所来所日
基礎コース	— (火)	12月22日	1月26日	2月24日(水)	3月23日	4月20日	5月25日
実践コース	営業・事務・販売(水)	12月23日	1月20日	2月24日	3月24日	4月21日	5月26日
	デジタル系(水)	12月23日	1月20日	2月24日	3月24日	4月21日	5月26日
	医療事務系(水)	12月23日	1月20日	2月24日	3月24日	4月21日	5月26日
	介護系(木)	12月24日	1月21日	2月25日	3月25日	4月22日	5月20日
	その他(木)	12月24日	1月21日	2月25日	3月25日	4月22日	5月20日

※デジタル系・・・IT分野及びデザイン分野(WEB系)

### 3 定員

(1)認定申請は月ごとに定員（認定上限）が定められているため、定員を超えた申請があった場合は認定基準を満たしていても不選定となることがあります。

(2)定員は、委託訓練や公共職業訓練の実施に応じて設定していますので、訓練分野によっては募集をしない場合があります。

(3)1 コースの定員は原則として下限が 10 名、上限が 30 名までとします。ただし当該分野の定員枠が 30 名未満の場合は、定員枠が上限となります。

(4)余剰定員が生じた場合及び認定後開講されずに中止になった訓練科があった場合、その定員は同一年度内に繰り越すことがあります。

1 1 月開講コース定員数（1 1 月 6 日、1 1 月 2 0 日開講コース定員合計）

	基礎コース			実践コース（注6、注7、注8、注9、注10、注13）								
	計	全分野共通 注2 注3	地域二一 ズ枠 注4 注5	計	介護・医療・福祉分野	デジタル系 注13	うちIT	うちデザイン (WEB系)	医療事務分野	その他「営業・販売・事務」	その他「その他」	地域二一 ズ枠 注11 注12
定員 (人)	60	15	0	45	15	15	15	0	0	15	0	0
うち新規参入枠※ 注1	15	0		15								
eラーニング ※注14	-			15								

(注1) 毎月の新規参入枠の設定人数は、基礎コースの30%以内・実践コースの20%以内（その人数が15人を下回る場合は15人に切り上げ）で、設定しています。ただし、その結果実績枠が15人を下回る場合や、年間の上限を見込んだ調整を行う場合は設定しないことがあります。

(注2) 基礎コースは新規参入枠・実績枠ともに全分野から申請することができます。

(注3) 基礎コースの新規参入枠に余剰定員が生じた場合はその定員を実績枠、実績枠に余剰定員が生じた場合はその定員を新規参入枠に振り替えることがあります。

(注4) 地域内新規開拓コースについては4(3)を参照願います。なお、申請する分野の実績を有していても申請できます。選定方法は新規参入枠と同様となります。また、基礎コースの新規参入枠とは別枠になります。

(注5) 基礎コースの「地域二一ズ枠（地域内新規開拓コース）」に余剰定員が生じた場合は、その定員を実績枠に振り替えることがあります。

(注6) 実践コースの新規参入枠は実践コース全分野共有とし、かつ各分野定員の内数とします。よって、新規参入枠であっても、0人の分野には申請ができません。実績枠は、定員枠から新規参入枠の人数を除いた数とします。

(注7) 当該分野の定員数から新規参入枠の定員を引いた残数が実績枠の定員数となります。実践コースの新規参入枠に余剰定員が生じた場合は、その定員を実績枠に、実績枠に余剰定員が生じた場合は、その定員を新規参入枠に振り替えることがあります。

(注8) 新規参入枠を含めた定員が各分野定員枠を超えることはできません。また、同一分野で実績枠と新規参入枠が競合した場合は、定員枠ごとに新規参入枠を優先して認定し、次いで実績枠を認定することとします。

(注9) 実践コースで「介護・医療・福祉分野」、「医療事務分野」において、訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員が生じた場合は、同一認定単位期間の「その他(営業・販売・事務分野)」、「その他(その他の分野)」に振り替えることがあります。「その他(営業・販売・事務分野)又は「その他(その他の分野)」で余剰定員が生じた場合は、同一の認定単位期間内において「その他(営業・販売・事務分野)」と「その他(その他の分野)」間に振り替えることがあります。

(注10) 第4四半期(1月・2月・3月開講コース)においては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コース分の繰り越し分について、状況により基礎コースと実践コース間で振り替えることがあります。また、実践コース間についても注9注13に記載する場合以外でも振り替えることがあります。

(注11) 地域内新規開拓コースについては4(3)を参照願います。なお、申請する分野の実績を有していても申請できます。選定方法は新規参入枠と同様となります。また、実践コースの新規参入枠とは別枠になります。

(注12) 実践コースの「地域二一ズ枠（地域内新規開拓コース）」に余剰定員が生じた場合は、その定員を「その他（営業・販売・事務分野）」に振り替えることがあります。

(注13) デジタル系のうちITまたはデザイン(Web系)にて余剰定員が生じた場合は、同一の認定単位期間内においてITとデザイン(Web系)間で振り替えること、又は「その他(営業・販売・事務分野)」若しくは「その他(その他の分野)」に振り替えることがあります。

(注14) eラーニングコースについては年間の定員枠を実践コースの10%を上限の目安として設定します(実践コースの内数としますが、eラーニングコースの専用の枠ではございません)。ただし第4四半期において、実践コースの年間定員枠に余剰が見込まれる場合は、この限りではありません。受付は原則として6月・8月・

11月・2月開講コースとします。選定は通常訓練のコースと同一に行い、原則として評価点上位のコースを認定枠内で選定対象とします。実績枠と新規参入枠が競合した場合は、設定した定員枠内で新規参入枠を優先し、次いで実績枠を選定対象とします。

## 4 栃木県における認定申請の留意事項

(1) 認定単位期間における1申請機関が申請できるコース数は、基礎及び実践コースの各1コースで計2コースまでです。ただし、同一コースであっても県内同一ハローワーク管轄が異なる申請の場合は2コースでも可能です（同一コース内の同一分野も可）。

(2)認定申請書の提出について

- ・受付期間中に認定申請に必要な全ての書類を一式整えて提出してください。書類の不備や記載ミス等により受付期間中に提出書類一式が整わなかった場合は受理できませんので、早めにご準備下さい。
- ・提出された申請書類を審査した結果、カリキュラム内容・記載内容及び添付書類の不備等により計画の見直しや記載の修正、追加書類の提出をお願いする場合がありますが、その場合でも別途指示する補正期限日までに補正・提出されないと認定されません。
- ・申請内容の確認のため訓練を実施しようとする施設や設備等を確認させていただくことがあります。
- ・**すべての認定基準について、訓練の質を担保することを目的に追加書類を求めるなどして確認する場合があります。**

(3)地域内新規開拓コースについて

申請するコースの訓練施設所在地を管轄するハローワーク管轄内で、申請するコースの認定申請受付開始日から過去半年間、認定実績のない分野のコースです。過去半年間とは、認定申請受付開始日の半年前の日が属する月の初日から認定申請受付開始日までです。(今回対象期間：令和8年1月1日から令和8年7月7日まで)。この期間内に認定実績のない分野のコースが対象となります。下記の分野及び地域が申請可能となります。  
**なお、eラーニングコースのうち、通所を一切伴わないコースは地域ニース枠の対象外です。**

※「令和8年11月開講コース認定申請のご案内」の公開日から令和8年11月開講コース認定申請受付開始日までに認定があった場合は変更となる可能性があります。

分野 HW	00 基礎	02 IT	03 営業・販売・事務	04 医療事務	05 介護・医療・福祉	10 クリエイト	11 デザイン	左枠以外の分野
宇都宮	×	×	×	○	×	○	×	○
大田原	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木	○	○	○	○	○	○	○	○
小山	×	○	×	○	○	○	○	○
その他地域 HW	○	○	○	○	○	○	×	○

### ①申請機関の条件等

当該コースは、別枠となるため、認定基準に適合し、「実績枠」となる（「求職者支援訓練の選定方法」による就職実績を有している）申請機関においても、「新規参入枠」になります。よって、当該コースの申請機関はすべて「新規参入枠」となります。なお、申請時においては全て「新規参入枠」となりますが、訓練実施後の実績としては認定された当該コースの分野となります。

### ②選定方法

認定に係る選定方法は、通常の新規参入枠と同様となります。

### ③訓練科名

訓練科名の末尾に「(地域内新規開拓コース)」の文言を付してください。  
 実践コースの例：OA事務(地域内新規開拓コース)科

### ④その他

求職者支援訓練認定申請書の職業訓練認定申請書（認定様式第1号）における、「2 訓練分野 ※新規、新規扱いチェック」欄は、申請機関すべて「新規参入枠」となるので、「新規」又は「新規扱い」の該当する方にチェックを入れてください。

## 5 認定申請書の作成について

年度初めとなる訓練機関については、申請に必要なすべての書類を提出となります。

様式 17 号による書類の省略ができるのは次回以降となります。

(1)認定申請書作成にあたっては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構本部ホームページの「求職者支援訓練の認定申請」の「令和8年10月1日以降に開講する訓練科の申請について」及び「令和8年10月1日以降に開講するeラーニングコースの申請について」を必ずご確認ください。

(2)教室一覧及び使用計画表を委託訓練も含めて教室使用状況を記載し認定申請書と合わせて提出してください。

(3)旧様式で提出いただいた場合には新様式で作成し直していただくことがあります。なお、栃木県で定めている様式もありますので、新規申請する訓練機関は事前にご相談ください。

(4)書類に記載する日付は栃木支部に提出する日を記載してください。なお、提出した日に受理とならず、日を改めて再度提出する場合、再提出する日付に修正する必要はありません。

(5)使用可能な認定申請様式

機構ホームページの「求職者支援訓練の認定申請」の「令和8年10月1日以降に開講する訓練科の申請について」から認定申請様式をダウンロードして使用して下さい。

(6)コース案内案

コース案内作成するにあたっては栃木支部ホームページ上の「コース案内記載例」より必ずご確認ください。

(7)その他の広告

新聞折込や広報誌等、その他の広告に記載する事項も、コース案内記載事項と同様です。ただし、掲載できる字数に制限がありすべての事項を記載できない場合は、省略しても構いません。なお、原則として以下の事項を記載してください。

広告記載事項（コース案内記載事項のうち、記載必須の事項）	
1	求職者支援訓練（「基礎／実践コース」は省略可）
2	求職者支援訓練の目的 〔記載例〕就職のための職業訓練です。
3	訓練科名
4	申込方法（申し込み先のみで可） 〔記載例〕最寄りのハローワークで申し込んで下さい。
5	受講者募集期間（募集開始日を省略し、募集締切日のみでも可）
6	訓練期間及び訓練時間 （開講日から終了日まで。訓練が休みの日（土日祝日・年末年始等）も記載する。時間は省略可。）
7	募集定員（字数に余裕がないときは省略可）
8	自己負担額（負担する金額のみで可） 〔記載例〕自己負担額は●●●●円(税込)です。
9	訓練実施施設の情報（訓練実施施設名、住所、電話番号、問い合わせ担当者名で可）

## 6 受講者募集関係について

栃木県では応募率が低い場合でも、募集締切日を訓練開始日までに受講手続きが間に合う最終期限日までの期間で設定しているため、募集延長は行いません。

選考後に定員に空きが出た場合で、定員を超える応募があり選考水準を上回っているが不合格となった方がいる場合には、繰り上げ合格を行うことができます。

## 7 訓練計画の変更

認定を受けた訓練計画は変更が認められる事由を除き変更することができません。認定された事項を変更すると栃木労働局による認定取消の可能性あります。特に講師や職業人講話・職場体験・職場見学などの依頼先にはその旨を説明し日程を確約したうえで、認定申請関係書類を作成して下さい。

## 8 訓練実施の有無決定

I 訓練実施の有無決定日 12 時までには、栃木労働局及び栃木支部に訓練を実施するか、中止するかについて電話連絡してください。

II 訓練の中止は、受講申込者が定員の半数に満たない場合のみ中止にすることができます。その他の理由による訓練の中止はできません。認定基準に定める要件に反する事由等により訓練を中止すると、栃木労働局長による認定の取り消しを受けることがあります。

III 訓練を中止する場合には、全ての受講申し込み者に電話及び書面(任意様式)により確実に通知してください。

**虚偽の申請や認定後に認定基準を満たさない訓練を実施した場合、受講者に多大な影響が生じるのみならず、訓練実施機関に対しても訓練の認定取消や認定申請に係る欠格処分、認定職業訓練実施奨励金の不支給及び返還請求等の厳しい措置が行われる場合があるので留意ください。**

【相談・申請受付先】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

栃木支部 求職者支援課

〒320-0072 宇都宮市若草1丁目4番23号

TEL: 028-616-1128 FAX: 028-622-9498